

改 正 後	<p style="text-align: center;">(技能検定員審査)</p> <p>第一条 道路交通法(以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)は、次の各号に掲げる運転免許(以下「免許」という。)に係る技能検定について、それぞれ当該各号に掲げる技能検定員審査を行うものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 準中型自動車免許 技能検定員審査(準中型)</p> <p>四 [略]</p> <p>五 [略]</p> <p>六 [略]</p> <p>七 [略]</p> <p>八 [略]</p> <p>九 [略]</p> <p>十 [略]</p> <p>十一 [略]</p> <p>(技能検定員審査の申請)</p> <p>第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(技能検定員審査)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 [同上]</p> <p>六 [同上]</p> <p>七 [同上]</p> <p>八 [同上]</p> <p>九 [同上]</p> <p>十 [同上]</p> <p>十一 [同上]</p> <p>(技能検定員審査の申請)</p> <p>第三条 [同上]</p>

式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）

〔二〇四 略〕

2
〔略〕

（技能検定員審査の審査方法等）

第四条 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等（審査方法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。）により行うものとする。

〔略〕

2 第一条第九号から第十一号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

〔略〕

（技能検定員資格者証の交付等）

一 第一条第一号から第七号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）

〔二〇四 同上〕

2
〔同上〕

（技能検定員審査の審査方法等）

第四条 第一条第一号から第七号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等（審査方法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。）により行うものとする。

〔同上〕

2 第一条第八号から第十号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

〔同上〕

（技能検定員資格者証の交付等）

第七条 法第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る技能検定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる技能検定員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の技能検定員資格者証を交付することにより行うものとする。

免許の種類	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	技能検定員資格者証の種類
	[略]	
中型自動車免許	技能検定員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（中型）
	技能検定員審査（準中型）に合格した者、準中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は準中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（準中型）

[2~4 略]

（教習指導員審査等）

第十条 法第九十九条の三第四項第一号イの規定による公安委員会が自

第七条 [同上]

免許の種類	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	技能検定員資格者証の種類
	[同上]	
中型自動車免許	技能検定員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（中型）
	[項を加える。]	

[2~4 同上]

（教習指導員審査等）

第十条 [同上]

動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）は、次の各号に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習について、それぞれ当該各号に掲げる教習指導員審査を行うものとする。

「一・二 略」

三 準中型自動車免許 教習指導員審査（準中型）

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 略

2 略

（教習指導員審査の申請）

第十一条 教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証

「二～四 略」

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

2 同上

（教習指導員審査の申請）

第十一条 「同上」

一 前条第一項第一号から第七号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証

「二～四 同上」

2 [略]

(教習指導員審査の審査方法等)

第十二条 第十条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

[略]

2 第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

[略]

(教習指導員資格者証の交付等)

第十五条 法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる教習指導員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の教習指導員資格者証を交付することにより行うものとする。

[略]	免許の種類	教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証の種類

2 [同上]

(教習指導員審査の審査方法等)

第十二条 第十条第一項第一号から第七号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

[同上]

2 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

[同上]

(教習指導員資格者証の交付等)

第十五条 [同上]

[同上]	免許の種類	教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証の種類

中型自動車免許	教習指導員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（中型）
準中型自動車免許	教習指導員審査（準中型）に合格した者、準中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は準中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（準中型）

〔2〕4 略

（技能検定員審査等の審査細目の免除）

第十七条 〔略〕

2 第一条第一号から第八号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

〔一・二 略〕

三 第一条第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの 前号に定める審査細目並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

中型自動車免許	教習指導員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（中型）
〔項を加える。〕		

〔2〕4 同上

（技能検定員審査等の審査細目の免除）

第十七条 〔同上〕

2 第一条第一号から第七号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

〔一・二 同上〕

三 第一条第一号から第四号まで又は第七号に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの 前号に定める審査細目並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

四 「略」

3 第一条第九号から第十一号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一 第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二 第一条第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの 前号に定める審査細目及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 第十条第一項第一号から第八号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

「一〜三 略」

四 第十条第一項第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの 前号に定める審査細目及び技能教習に必要な教習の技能

四 「同上」

3 第一条第八号から第十号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二 第一条第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの 前号に定める審査細目及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 第十条第一項第一号から第七号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

「一〜三 同上」

四 第十条第一項第一号から第四号まで又は第七号に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの 前号に定める審査細目及び技能教習に必要な教習の技能

五 「略」

5 第十条第一項第九号から第十一号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一 第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二 第一条第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者、前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能（当該技能検定員資格者証に係る免許に係るものに限る。）

五 「同上」

5 第十条第一項第八号から第十号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二 第一条第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者、前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能（当該技能検定員資格者証に係る免許に係るものに限る。）

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第1号（第3条及び第11条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

技能検定員 審査申請書
教習指導員 年 月 日
公安委員会 殿

技能検定員 教習指導員	審査の種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引 ・大型二種・中型二種・普通二種		
申請者	本籍・国籍			写 真
	住 所			
	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生		
現に受けている免許の種類	交付公安委員会	公安委員会		
受けています	交付年月日・番 号	年 月 日	有効期間 の 末 日	年 月 日
	免許証番号	第 号		
免 許 条 件	免許年月日	大自二 普自二	年 月 日	
	種 類	その他	年 月 日	
免 許 条 件	免許の種類	大型 中型 準中型 普通 大特 大自二 普自二 けん引 大二 中二 普二		

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第3条及び第11条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

技能検定員 審査申請書
教習指導員 年 月 日
公安委員会 殿

技能検定員 教習指導員	審査の種類	大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種		
申請者	本籍・国籍			写 真
	住 所			
	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生		
現に受けている免許の種類	交付公安委員会	公安委員会		
受けています	交付年月日・番 号	年 月 日	有効期間 の 末 日	年 月 日
	免許証番号	第 号		
免 許 条 件	免許年月日	大自二 普自二	年 月 日	
	種 類	その他	年 月 日	
免 許 条 件	免許の種類	大型 中型 普通 大特 大自二 普自二 けん引 大二 中二 普二		

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。